

国土審議会調査改革部会

第5回 持続可能な国土の創造小委員会

日時：平成15年10月27日（月） 10:00～12:00

場所：中央合同庁舎3号館 11階共用会議室

国土交通省

目 次

開	会	1
議	事		
	(1)	京都府美山町現地調査報告	1
	(2)	これからの政策の基本方向(その3)	
		国土利用の再編、美しい国土づくりの在り方(その2)	3
		多自然居住地域・国土資源管理の今後の展開方向	16
	(3)	第2回企画運営委員会での議論について	30
		今後の予定等	36
閉	会	36

開 会

事務局 おはようございます。それでは、ただいまから第5回目の持続可能な国土の創造小委員会を開催させていただきます。

今日資料がいろいろありますので、簡単に確認をしたいと思います。

まず、議事次第がございまして、資料1が委員会の委員名簿、資料2として先日美山町の方を調査しました報告、資料3-1と3-2がセットですけれども、3-1が美しい国づくりの論点、3-2がその資料です。それから、資料4-1、4-2、4-3がセットで、4-1が多自然居住地域・国土資源管理の論点、4-2が多自然居住地域の資料、4-3が国土資源管理の資料、それから、参考資料1としてスケジュール、参考資料2として前回の委員会でお話ございましたシナリオ形式によるライフスタイル等の資料をいろいろ集めてみましたので、つけてございます。

以上でございます。もし足りないようなことがあれば、言っていただければと思います。よろしゅうございましょうか。

それでは、早速でございますけれども、以下の議事進行を委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議 事

(1) 京都府美山町現地調査報告

委員長 おはようございます。早速議事に入らせていただきたいと思います。

議題の(1) 美山町の現地調査報告について、事務局から御報告をお願いしたいと思います。

事務局 では、事務局から簡単に、資料2に従いまして美山町視察の御報告を申し上げたいと思います。

10月18日の土曜日に、ここに書いてあります4名の委員の先生方と事務局で京都府の美山町に参りました。美山町は、京都市の北に京北町という町がありまして、そのさらに北で、京都から車で1時間半ぐらい、人口約5000人の町で、最後のページの写真にありますとおり、茅葺き屋根が非常に多く残っている町でございます。

概要を簡単に御説明いたしますと、意見交換会で、元助役さんのお話を中心にしたものですが、中山間地域は行政が住民といかに踏ん張れるかが重要であり、集落の維持が決め手である。美山町では、56 集落あるというお話ですが、一つも崩壊していない。集落が自ら動き出して、そのために集落の環境整備を実施して集落を住みやすくすることから始めた。

あるいは、土地利用について計画を立てて、山をおろさないという方策を立てて、条件の悪いところを林地化することをあらかじめ決め、それより内側には植林をしないことを申し合わせ事項とした。

都市の人に来てもらうため、町としてはありのままの姿でいることを目指したということでございまして、伝統建造物保存の地区に指定しておりますけれども、その思想は、美しい森林から茅葺き集落までをセットとして人を呼び込もうという考え方のもとに始まったということでございます。

それから、平成5年から人口が社会増に転じておりまして、都市住民の移住希望者が多い。移住者のために定住住宅用地を用意しているということで、後ろの写真に定住住宅用地がありますように、これはかなり広い住宅でしたけれども、このように人が結構入ってきているということございました。

移住者の約半分は定職を持っているということですが、残り半分のうち、2～3割は町で働き口をあっせんしているということですが、なかなか働き口は厳しいということでございます。

そのほかいろいろ書いてありますことと、最後のページに我々が撮った写真を掲載させていただいております。

簡単ではございますけれども、事務局からの報告は以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。

この美山町について御紹介いただいた 先生の方から何かコメントはございますか。

委員 私自身が知らないことも含めて調査していただいたのだらうと思います。若干補足的に、恐らく調査の中には出たと思いますが、今の報告でなかった点について申し上げますと、美山町には5つの旧村がありまして、各旧村ごとに地域振興会という組織をつくっております。これは地方制度調査会が言うところの地域自主組織と言われるものでございまして、要するに住民が主体となって集落を超える規模で地域の運営をするような、そして、その地域振興会が

例えば農協撤退後の売店とか、そういうものを運営しているような実態もございます。注目すべきは、確かに美山町は集落の崩壊現象がほとんどあらわれていないのですが、この地域振興会が集落を支援するような仕組みもつくり上げているということもお聞きしております。地域振興会と集落の相互関係といいたいまいしょうか、そういうものを私自身は注目しております。

以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。

参加された委員の方で何か補足的なコメントはございますか。

もしなければ、次の議題に移りたいと思います。今日はまたいろいろと議論していただくことがあるので、先に進ませていただきたいと思います。

(2) これからの政策の基本方向 (その 3)

国土利用の再編、美しい国土づくりの在り方 (その 2)

委員長 それでは、議題の (2) 「これからの政策の基本方向 (その 3) 」ということで、まず「国土利用の再編、美しい国土づくりの在り方 (その 2) 」について、事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

事務局 それでは、美しい国土づくりのあり方について、事務局の方から説明させていただきます。

まず、これまで現行のランドデザインですとか、第 3 次国土利用計画において「美しい国土の創造」ということが重要な課題となっておりましたけれども、今までは都市景観や建物の景観といったミクロ的な視点が多かった。今後は国土計画というマクロ的な視点から、国土全体の美しさを推進するためにはどういったところに焦点を当てるのか、その上で目標及び実現方策をどのように検討するかということが重要と考えております。

まず、国土計画としての焦点の当て方につきましては、例えば「美しさ」というものを景観とか外観というふうにとらえるのではなく、もう少し幅を広くとらえたらどうかということで、例えば自然環境の質とか量、それから歴史的・文化的な蓄積のある国土空間、それから秩序ある土地利用の実現、こういった観点から広くとらえたらどうかということでもあります。

それから、どこに焦点を当てるかということがありますが、日本の景観というのは、盆地、

谷、平野といった地形からなっている。さらに、その盆地、谷、平野を山の辺、水の辺、平地といった空間構成に分けることができるのではないか。こういったところが日本の景観固有のものではないかということを考えています。

そういったことを踏まえますと、今後焦点を当てていくところといたしまして、1ページに戻っていただきたいと思いますが、「地域のシンボルを活かした広域的な景観の保全」といたしましては、例えば富士山に見えるまちづくり等が考えられないか。それから、「我が国の特徴的な景観や地形の保全・整備」を進めていくものとして、先ほどの空間構成では山の辺や水の辺といったところが当たるとは思いますけれども、例えば里地里山とか扇状地、これは山地から平地に変わるところでもあります。それから、山の辺と水の辺の景観として崖線とか河岸・段丘、それから水の辺の空間として海岸や河川、それから稜線やスカイライン、こういったものを保全していったらどうかということでございます。

さらに、美しい国土づくりの実現方策としては、現在の国土利用計画では全国計画から市町村計画という政策ツールを持ってありますけれども、これをどのように活用すればいいのかということで、例えば全国計画におきまして、美しい国土・地域づくりに係る基本的な考え方や方向性を記載し、それをもとに地方公共団体が景観保全に関する地域の設定を行ったり、また、景観条例等を密接に運営するといった措置は考えられないかということでございます。

次に資料3 - 2で説明したいと思います。

まず景観保全条例の策定状況ですけれども、住環境とか自然環境に比べて景観の保全条例はまだ低い水準にとどまっているということでございます。

それから、景観条例をタイプ別に分けると、歴史や自然を維持するタイプと新たな都市景観を形成していくタイプの大きく二つに分けられるのではないか。さらに、この中でタイプとして特に多いのは、歴史維持型や自然環境維持型といった維持型のタイプが多いという結果が出ております。

2ページ目をお願いいたします。景観に対する国民意識のアンケート調査ですけれども、国民の景観への意識は全体として低く、特に大都市圏や地方中核都市において低いという結果となっております。また、景観をよくするために誰が責任を負うべきかということでは、地方公共団体に対する期待が大きい。それから、景観に対する取り組みといたしましては、強力な規制よりも普及・啓発活動・誘導など、緩やかな取り組みが期待されているといったアンケート

結果がございます。

次に、景観に対する意識を地方圏と大都市圏という方向で分けてみますと、地方圏は青森県のアンケート結果、大都市圏は東京のアンケート結果です。

青森県のアンケート結果によりますと、大切にしたい景観といたしましては、湖、山、海岸といった自然的な地形が多い。また、美しい景観を損ねているものとしては、廃棄物とか川や海の汚れといったものが多く挙げられております。

大都市の景観、東京都のアンケート結果ですけれども、緑等の自然が印象的に良いというほか、例えば橋の景観、夜景、高層ビルといった人工物の景観に対する評価も高いという結果があります。また、印象の悪いものとして電柱や広告等が挙げられております。

4ページ目をお願いします。地域のシンボルを活かした広域的な景観の保全として、例えば「富士山の見えるまちづくり」と言っておりましたが、かつて東京が江戸と言われた時代には富士見坂と言われる富士山の見える名所が40数カ所あったのですが、現在ではそのうち1カ所しか富士山が見えなくなっているということでございます。東京都の都市景観マスタープランにおいても、富士山とか筑波山といった山は江戸の重要なランドマークであったということで、こういった風景を取り入れたまちづくりができないかということが書かれております。

次に、都道府県や各地方公共団体レベルでの景観条例の状況を説明したいと思います。

まず岩手県ですが、岩手山、これも地域のランドマークとなる山ですが、その保全のための景観条例が策定されております。まず、岩手山のある地域を景観重点地域として指定するとともに、岩手山を望める盛岡市におきましても、建築指導等によって岩手山の眺望を確保するという事例でございます。

6ページは岡山県の後楽園の事例です。後楽園の借景を保全するために、高さ規制という景観条例に基づいて指導している事例でございます。

7ページ目は松本市ですが、松本城という地域のシンボルとその背後にある北アルプスの眺望を確保するために、都市計画の手法である高度地区といったものを利用して景観を保全している事例でございます。

次に、里地・里山の状況として、里山の景観の変化ということですが、かつて薪炭林として利用された里山が、薪炭の利用がされなくなりましたので、それに伴い荒廃していったという事例があります。

これを保全する条例の事例として、9ページが千葉県条例です。今年の5月に施行されまして、全国で最初らしいのですけれども、里山の所有者とNPO等の里山活動団体で里山活動協定を結びまして、それを県が認定し、その活動や土地所有者に対して支援していくといった仕組みの条例がございます。

10ページは台地や崖の緑地の状況です。千葉市の状況ですが、かつて緑に覆われていた地域が市街化の進展に伴って緑が減少してきております。下は鶴見川の事例ですが、それに伴って、かつて谷戸とか谷津と呼ばれた地域が減少している。また、崖線の分断が見られるという状況でございます。

11ページは、崖線や河岸段丘を保全する条例として東京都の国分寺崖線景観基本軸というものがございます。市街化によって緑が少なくなりまして、最後に残されている緑の帯としての崖線を保全するために、景観条例をつくって保全している事例でございます。

12ページは、海岸とか河川の自然、河岸率といったものがありまして、今後、コンクリートで覆われていた護岸を多自然型に変えていくといった取り組みが期待されております。

13ページは金沢の歴史のまちなみ保存条例ですが、ここの特徴といたしましては、街の中の歴史的な建物等だけを保全するのではなく、周囲の斜面地の緑地とか、河川、用水路等をあわせて総合的に保全していくといった条例でございます。そういったところで特徴があるものと思われま。

最後は、最近高層建築物が建っておりますけれども、それに対するアンケートでございます。高層建築物は、「イメージがアップする景観ならばよい」という回答に加えまして、既存の街並みやスカイラインとの調和を求めてほしいといった意見も多かったということでございます。

簡単でございますが、事務局からの説明は以上にさせていただきたいと思っております。

委員長 どうもありがとうございました。

それでは、この美しい国土づくりに関する御議論をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

特にここでは狭義の美しさにとらわれずに、広く自然環境との調和、歴史的・文花的な地域の資産の継承、秩序ある土地利用の形成という観点をより強く強調するという形で美しい国土の形成を考える、そういう基本的な考え方の提示だと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

委員 事前に事務局とお話しさせていただいて、それが反映されているペーパーなので、基

本的には結構だと思います。「美しさ」というものをこういうふうにとらえてはどうかということについては、基本的にこれでいいと思いますが、望むなら、さらに広く、国土の環境みたいなものを体の五感で感じ取ったものが、景観、あるいは美しいと。つまり環境的に快適であるという意味なので、例えば音とか……。例えば、本当に美しいところでも、自動車の騒音が大きくなるところであれば、これは「美しい」というものにはちょっと当たらないのではないかとか、あるいはにおいみたいなものも多分関係していて、そういう五感で感じ取れるものが、快適さといえますか、美しさといえますか、これが計画の目標と言うのか何と言うのかよくわかりませんが、そういう割と広い概念でとらえられた方が国土計画という点からはよろしいのではないかと思います。

それから、都市レベルの景観ではなくて、むしろ国土計画レベルの景観ということになると、一市町村を越えるような広域的な景観、美しさをどう守っていくかというところが中心になるのではないかと思いますので、その意味で、私自身はこういう地域のシンボルみたいなものが活用できるのではないかと考えております。つまり、都市や都市を取り巻く比較的広域にわたっての全体的な景観のあり方のようなものを決めているのが、多分こういう地域のシンボルとか地形が変化するような点における美観の維持みたいなものではないかと考えております

景観については、いろいろなところでいろいろなことがやられ始めているので、国土計画でこういうことを書いたことは、その実現手段の方にどうつながっていくかというところがポイントかな、そういう段階に来ているのではないかという認識を持っているので、その点で、国土利用計画は制度部会の方でやられているのでしょうか、そちらの方とどう連携をしていくのか。具体的には、市町村の条例をどう位置づけるか、県の条例をどう位置づけるかといった話になっていくのではないかと。

理念レベルでは結構いろいろなことが書けると思うのですが、それをどうやって実現していくかということで、一つは条例みたいなものとどう結びつけていくかという話、もう一つは、ここにはあまり大きく出ていませんでしたけれども、公共施設をきちりと美しくつくっていくことが非常に重要で、これは実現手段としては結構担保力があるといえますか、それぞれ公共団体が責任を持ってやるわけですから、ぜひそういう公共施設を美しくする。今までの消波ブロックとか、そういうまずいものを取り除くだけではなくて、これからつくるものについては、そういうことを意識したつくり方なり設計で臨むといったようなところをもう少し

強調してもいいのではないかと思っています。

委員長 どうもありがとうございます。

委員 美しいというのは感覚的なとらえ方ではあるのですが、「質の高い美しさ」というものがあって、それは恐らく認知活動を介して、そこに何らかの意味を読み取って感じる美しさだと思うのです。そうすると、「質の高い美しさ」には、自然的な意味とか文化的な意味をどのくらい感じられるかということがかかわってくると思います。それから、質ということを追いかけて、感覚的に私たちが「美しい」と思うときに、調和がとれているとか、感覚を過度に刺激し過ぎるものがないとか、そんなことが重要のような気がするんです。

その二つの点から考えますと、「美しさ」ということでアピールするようなものの存在、例えば自然の地形の美しさとか、文化的な遺跡とか、そういうものがあることだけではなくて、それと調和しないようなものの存在が少しでも少ないことが重要ではないかと思うのです。そこで、先ほど伺った中では、金沢市の考え方がそういうことにものごとっているように思いました。

今は感覚的なことだけを申し上げたんですけれども、「景観」という言葉をどうとらえるかについてはいろいろな考え方があると思うのですが、感覚的にとらえるものの背後にあるプロセスやパターン、そういうものの意味を大切にしながら景観をとらえるというとらえ方もあるのではないかと思うのです。ただ、ここでの景観をどういうふうに定義するのか。今日のお話では、視覚だけではなく、ほかの感覚、五感でとらえられるものという御説明であったと思うのですが、世の中では「景観」という言葉がさまざまな意味で使われているものですから、例えばランドスケープという言葉とのかかわりとか、そういうことがやや気になりました。

以上、二つ申し上げさせていただきました。

委員長 事務局の方から、いかがですか。

事務局 正確な答えになるかどうかわかりませんが、ここでの「美しさ」というのは言葉ではうまく言えないところがございまして、一般的に景観を言うときにはいわゆる外観的な美しさという面が強い。それも非常に重要だとは思いますが、必ずしもその範疇に入っている必要はないだろうというのが(1)で書いてあることとさせていただきます。

そのときに、幾つか重要なポイントがあると思うのですが、一つは歴史性といえます

か、文化性といえますか、そういうものが持っている要素が非常に強いのではないか。ある意味では「風土」という言葉で言ってもいいのかもしれませんが、そういうものが一つあるのではないか。

それから、固有性といえますか、我が国の美しさのことを考えているわけですから、我が国の固有的な美しさというものを大事にしていく、そういう視点が要るのではないかと考えています。

その「外観ではない」というところが言葉がうまく言えていないかもしれないのですけれども、例えば土地利用も非常に秩序立てて利用されているというのが、単に個体の美しさとはずっと離れた美しさ、そういうものがあるのではないかと考えています。

それから、先生からも御指摘いただいたのですけれども、視覚を超えた聴覚とか、そういうものもあるかもしれません。いずれにしても、単に個体の外観的な、きれいとか汚いというものをさらに超えたとらえ方をしなければいけないのではないかというつもりでございます。

委員長 前段の話については私もよくイギリスあたりでそんな話を聞いたりしたことがあるのですけれども、何かを足すことによって質を高めていくのではなくて、何かを引くことによって質を高めていくという考え方がどうもあるようで、そういう快適さを阻害する要因を英語では「dis amenity」とか言っているみたいですね。だから、アメニティという概念で何かを付加するということが割と日本では多いのですけれども、それがまた逆にゴタゴタしたいろいろなことになってしまうので、むしろそういうディスアメニティの除去という考え方に立って日本の国土づくりをするというのは、特に農村なんかは多分そうだと思うのです。変なものを足すよりは、引いた方がはるかに農村の風景はよくなるというふうな話ですね。

それから、景観論については私も事務局とちょっと議論したんですけれども、不幸なことに日本では外観というとらえ方で景観という概念が導入されて、そういう訳語になってしまったために、景観と言うと外観であるということが定着している。そして、先生が言われたように、「ランドスケープ」という言葉はもう少し多義的な言葉なのですが、イコール景観になっていないところに非常に大きな問題があって、私も「ランドスケープ」という言葉を使う方がいいのではないかと申し上げたのですけれども、これは英語を使ってはいけないんですかね。そういうことで「ランドスケープ」という言葉が役所の中ではなかなか定着しないんです。時々、こっそりといろいろなところで潜り込ませたりしているのですけれども、そこについて

は、できれば引き続き御検討いただきたいと思っております。

といいますのも、現在、国土交通省と農水の方と共同で景観基本法というものを考えているようでして、それはいわゆる狭義の景観に近いようなものを考えようとしているようなので、国土計画では少しそれらと差別化するような概念の提示をした方がいいのではないかと思います。私も 先生の御提案も大変賛成ですし、 先生の御提案も非常に賛成でありますし、せっかく委員の皆さんがそういうふうに言っておられるのですから、ぜひその方向で少し特徴あるまとめ方をしていただけると大変ありがたいと思っています。

ほかに何かございますか。

委員 私は門外漢でピントの外れたことを言うかもしれないのですが、景観は、 先生のお話のようにまず都市景観からずっと取り上げられてきた。「美しい」ということと「景観」という二つのキーワード、どうしてもそちらに引っ張られてしまって、今の国土的なイメージからすると、品格とか風格、それから風景というとらえ方ですね。景観になると、どうしても局所とか人工的な美しさみたいなものが強調されるようなイメージを受けるのですが、先ほど

先生からもありましたように、「景観」というのはむしろ総合的なものや調和性が大事で、一つは空間的な調和性と、もう一つは機能的調和性がある。これが委員長のおっしゃったランドスケープ・エコロジーで、委員長のところでは昔「景域」という言葉が使われていました。それはいつの間にか消えてしまっているのですが、「景相」とか「景域」とかという意味で、少し景観とニュアンスの違う、視覚的なものよりももっと広い意味だということを含められておられたと思うのですが、その辺、何かうまい工夫がないか。「ランドスケープ」でもいいのですが、ランドスケープにしてもとらえ方が大分違うから、新しいイメージではそういうような言葉の使い方もあるのではないか。

もう一つは、景観というものが空間的・機能的調和性だとしたら、景観マスタープランのようなものが制度的には必要になってくるのではないか。もう一つ、美しさが持続されるとしたら、そこに住んでいる人が景観形成にどう参加するか。先ほど 先生がおっしゃったように、今度は別の部会での話になるかと思えますけれども、そういうものがどう担保されていくか。

いろいろ申し上げましたが、そんなことを印象として受けた次第でございます。

委員長 先生のお話のように、昔、「景観」という言葉とは別に、私たちのグループでは「景域」という言葉を使ったり、沼田先生が五感を表象するということで「景相」という言葉

を使ったりしていました。私自身がそれ以降そういう言葉を表現しなくなった理由は、これを唯一国際スタンダードにしようとしたからです。

というのは、世界中で同じ言葉があって、国によって意味が全部違うんです。例えばイタリアは非常に歴史性の強い意味合いだし、ドイツの場合は生態性の非常に強い意味合いだし、イギリスの場合には風景という意味合いが強い。そこを国際的にいろいろ議論すると、一方的に景観とはこうだというふうに決めないで、そういうふうな多義性があるという言葉が、いわば共通の言葉は違えながら地域的・文化的多様性を表現したものであると。

ですから、そういう多様な概念を内在している言葉として、それを大事に使うということが最もいいのであって、それを分解してしまって、私はこういう使い方をしますとか、あるいはこういう定義ではなくて、こういう定義であるべきだということ自体が、「ランドスケープ」という言葉の持つ豊かさを損なうのではないかという議論がありました。それで、例えばドイツではランドスケープとランドシャフトは違うということが一時すごくあったんですけども、そうではなくて、それはやはりランドスケープの中のドイツ的な解釈なんだと。同じように、日本的な解釈があってもいいのではないかということで、世界じゅう、みんなで「ランドスケープ」を使いましょうねと、こういう話し合いがあって、私はその話し合いのメンバーの一人だったものですから、それで今では「ランドスケープ」と言って、その中には日本で言う景観という意味合いもありますし、生態的な意味合いもありますし、機能と構造というものも当然含まれていますし、五感という意味も人によってはあるでしょうと。

いずれにしても、重要なのは、環境と人間のかかわりの問題であって、さらに言えば、人間のかかわりの結果を人間自身がもう一回見つめ直すという認識のプロセスがある。その認識のプロセスが表面的なのか深いのかによって「景観」というものの持つ意味が違っていて、当然ですが、生活者にとっての意味と訪問者にとっての意味は違う。ですから、訪問者にとっては、より外観的なものが美しいといっても、そこに住んでいる人は“こんな厳しさも知らないで”というふうになるだろう。

そういう理解をしていくべきではないかということを議論として言っているのも、今となってみれば、私としてはむしろ国際語、世界語として「ランドスケープ」を使うという主張をしているのです。皆さんにはなかなかそこまで十分伝わっていないのが残念ですけども、そういうことありまして若干思い入れがあるものですから、事務局の方でもぜひよろしく御検討

いただきたいと思います。

委員 今の委員長の思い入れとは少し次元が違う話で大変恐縮ですが、ややミクロ的な視点からの発言です。

私どもは、地域、特に多自然居住地域に入ってみると、意外なほど地域住民がその地域の美しさを意識していないということに気がつきます。あるいは、意識していないのではなく、その美しさを共有化していないというふうに言うべきかもしれません。そういう意味で、「美しい国土づくり」ということであれば、地域住民自身がそれを共有化することから始めるのがスタートラインだろうと思います。

その点で、最近しばしば言われて実践も積み重ねられているのが、集落段階、あるいはそれを越える段階で宝探しをしていく、あるいはワークショップということなのかもしれませんが、その種のものを行っていく。もう一つは、自らの美しさを共有化するため、それを目的として交流を行うということもしばしば行われています。当然これには都市的価値観を一方的に持ち込まれてしまうという危険性もあるわけですが、しかし、主体性を持って臨めば、あたかも都市住民が一つの鏡となって自らの美しさを反映するような、そういう使い道もあるわけで、それを意識的に行っているところもあります。その点で、美しい国土づくりについては、こうした運動論といいたいでしょうか、その側面もぜひ強調していただきたいと思います。

委員長 大変重要な点を御指摘いただいて、どうもありがとうございます。要するに、自らの地域をいかに自らが発見するか。そこが非常に大事で、この間の先生の講演で言うと、誇りということと絡む話ですよね。あのパワーポイントを配っていただけませんか。ものすごくわかりやすかったですね。

委員 私たちも欲しいですね。

委員長 恐縮ですけれども、次回ぐらいに。

委員 3点ほど申し上げたいと思います。

一つは、先生もおっしゃったのですが、資料3-1の3の(1)に三つの側面で「美しさ=景観」ととらえるということですが、これを総体としてどう取りまとめていくのか、そういう仕組みがあるのかどうか、よくわかりませんが……。それぞれは多分あるのだと思いますが、総体としてまとめる仕組みは何かということを考える必要があるように思います。

二つ目は、これも先生がおっしゃったんですが、公共施設を美しくつくるということ、

これは非常に効果的な方法だと思います。日本は、明治以降、戦前までは割と公共施設を美しくつくってきたと思います。それがその後あまり美しくつくらなくなった。特に高度成長期につくらなくなったと思います。機能はあるけれども、個性のない公共施設が随分できたように思います。そして、ちょっと失礼な言い方かもしれませんが、今、それをつくろうとしたときに、つくれない人がたくさんいる。私がいろいろつき合っている、こんなデザインでと思うようなものを持ってこられる方がいらっしゃる場合があります。我々は歴史的に美しいものをつくってきたはずであったのですが、それを失った時代がありますので、そこをきちんととらえて、それをつくる体制といいますが、人材の育成あるいは社会的投資も含めて、そういう体制を整えないと美しい公共施設はつくれないのではないかと思います。これが2点目です。

三つ目は、別に言葉じりをとらえるわけではないのですが、3の(1)の「秩序ある土地利用の実現」、これは私は大変結構なことだと思うのですが、こういうことがともすれば違う形で出ている場合があって、歴史的・文化的に風格の高いということとあわせて、もう一方、日本の風景の中では庶民的で渾然としたという空間、非常に魅力的な空間があります。特に地方の駅前あたりは、昔はそういうものがあつたのが、非常に秩序ある土地利用・整備が行われて、ことごとくと言うと変ですが、失われているケースが多々あるように思います。最後のポツの間違った使い方がなされないように、ぜひ注意していく必要があるのではないかと思います。

以上です。

委員長 最後の点は、いわゆるゾーニングとか機能分化ということに対する反省がいろいろある。そういう意味で、混住とか混合といったことの見直しみたいな話があるということのかかわりでのお話だと思うので、その秩序のつくり方だと思います。ありがとうございました。

土木では近代土木遺産というのが最近話題になっていますけれども、確かに昔のものは機能美みたいなものが非常にあって、それ自身が遺産としての価値を持つようなものですよ。私もイギリスでアイアンブリッジを見に行きました。世界最初の鉄橋なので「鉄橋」というのがその橋の名前ですけども、周辺の風景に非常に溶け込んで、すばらしい観光地になっているものを見たことがあるのですけれども、今、そんなものがあるのかどうかということですね。

委員 今の補足で、お話しさせていただきたいと思います。

公共施設の話は、人の問題も確かに大きいのですけれども、システムの問題も結構ありますね。例えば、今、いろいろな街でバリアフリーのために歩道をつくり変えたりしていますけれ

ども、非常に上手にデザインをやっているところとそうでないところがある。今、公共施設はコストとの問題が非常に厳しく言われていて、特に入札制度になると品質以前にコストがほぼ100%で決まっているということですね。ただ、デザインの世界というのは必ずしも安かろう悪かろうというわけでもない。お金をかければかなりいいものができるという一般的な相関関係はあるとは思いますが、ぎりぎりのところで、コストの問題だけではなくて、そこうまく品質を高めるような仕組みみたいなものがないと、なかなか難しいのではないかと。それは公共施設の景観アセスメントみたいな話になるのか、具体的なイメージはまだよく見えませんが、今の入札制度というのは、いいデザインにしていくという観点からは厳しい方向に働いているなど、そういう印象を持っております。

委員 先生のお話で少し思い出したのですが、琵琶湖総合開発の後、琵琶湖総合保全整備計画というのが、国土庁の方ではなかったのですが、県としては非常に大きな整備をしておりますね。総合開発のときに、面的な機能、湖面とか農地とか森林等の機能はそれぞれ整備できたのですが、その接点部分、誰が責任を持つかということがどうも忘れ去られていた。そういう意味では、今、水辺エコゾーン再生整備というものが大きなキーワードになっていますが、ひょっとしたら国土の美しさというのは、全体的な責任を負う、その接点部分をどうするか。それは水の辺、山の辺、あるいは里山、あるいは水際、その辺の責任がどうも個別になっていて、それを総合するような仕組みがなかったのではないかとということに今ふと気がついたので、そういうことを国土計画の中の美しさという中で入れていただくと、新味が出てくるのではないかと気がします。

委員長 非常に重要な意見です。ありがとうございました。

委員 それと少し関係すると思うのですが、物理的な境界、例えば農地と森林の境界とか森林と宅地の境界という問題と、もう一つは、個別行政と自然景観保護といったものの中間領域といいますが、そういう部分がかなり大事だと思うのです。

例えば森林の場合で景観というと、県段階などでは国道脇の森林の枝打ちをすとか、今はそういう受けとめ方が結構あるんですけども、森林空間の中でのここで言っているような美しさというものを広くとらえたときにどんなことが必要かというときには、従来の森林・林業行政の部分と多面的な行政が連携しながら、しかも先ほど委員が言われたような下からの運動論的なものを組み合わせながらやっていくという仕組みをつくらないと、なかなか難しい

のではないかということが一点です。

もう一点は、先ほど先生が御指摘になられたような境界部分ですね、美山町でもあったような農地と宅地とか、あるいは都市近郊での森林の保全といったことを考えたときに、森林一般ですと面的にかなりあるものですから、それを全面的に問題にすることは無理である。そうすると、そういう問題になっている部分をどうするかということを中心に議論しなければいけないのかなという気がしております。

委員長 どうもありがとうございました。

これをいかに国土計画に反映していくのかについては今後相当な議論を必要とするのですが、一つの見本としては、皆さん御承知のドイツの国土計画、あれはランドスケープ計画と対になっていて、国の計画に対しては「ランドシャフト・プログラム」と言うんですけども、強いて日本語に訳せば「景観基本構想」でしょうか、そういうものがあって、最後はランドスケープ計画で、それは市町村レベルというふうな計画の階層的な体系化ができています。いろいろな本にそういうものが紹介されていると思うのですが、そういうものを大きな目標としつつ、基本法まで行くのか、あるいは国土計画の中の一要素になるのか、考えていくことが必要だと思います。

今の話で私が大変大事だと思いますのは、個別法を超えた「景観」という言葉で表現できるのか、あるいはもう少し広い言葉になるのか、わかりませんが、そういうものの網かけで国土空間のあるべき方向を美しさという観点から示す。そして、その美しさの背後の中には、ある意味での土地の利用の整序というものが存在し、そして、いろいろな人間と環境の良しなかわりが維持されてきた文化や歴史があるというような形でとらえられるものである、そういう位置づけがされていけば非常にいいのではないかと思いますので、今後の国土計画の議論の中ではいろいろなことを議論しなければいけないわけですが、自然環境の中では生物多様性みたいなものが非常に重要視されると思いますし、一方で、災害の問題とか都市の再生の問題、それから流域の問題、中山間地域の問題、それぞれについて、一つずつでもいいから特徴的なキーワードで示される新しいメッセージを発信できるような方向で……。

繰り返し申し上げますと、若干総花的で、方向がよく見えないという全体としての部会での御批判もありますので、そういう意味で、もう少し今のようなことで見える形に集約していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の話題に移らせていただきたいと思います。

多自然居住地域・国土資源管理の今後の展開方向

委員長 では、次は 多自然居住地域・国土資源管理の今後の展開方向でございます。御説明をお願いしたいと思います。

事務局 では、続きまして、資料4 - 1、4 - 2、4 - 3に沿いまして、多自然居住地域・国土資源管理の今後の展開方向について、事務局から御説明を申し上げます。

まず、資料4 - 1、「現時点での基本的な認識と主な論点」ということで整理をいたしております。

1番目が「多自然居住地域に係る現時点での基本的な認識と主な論点」ということで、(1)に多自然居住地域に関する状況について、これまでの資料の結果を取りまとめております。いろいろと厳しい状況にある中、都市と農村の共生と対流等、国民的運動も起こり始めている。このような中、農林水産業以外の新たな産業や雇用機会の創出など、成果があらわれづらい分野もありまして、今後の展開方向を検討する必要があるということでございます。

(2)は多自然居住地域の取り組みの推進ということで、一つは、戦略推進指針の立案からそんなに時間が経過しておらず、国レベル、地域レベルのさまざまな段階での施策が出始めたところであるということで、これらの施策の連携・総合化を図るとともに、一つは農林水産業を中心とした地域資源の活用から産業の新たな展開、それ以外の新たな産業の展開等、今後重点化する分野を検討する必要があるのではないかという点。あるいは、多自然居住地域の中でも、都市からの距離等、有利性・不利性に格差があり、条件に応じて振興策を考える必要もあるのではないかということがございます。

(3)は多自然居住地域の有する機能に着目した対応ということで、農地・森林が有する国土保全機能、都市農村交流等の場等、さまざまな機能がございます。これらを適切に発揮するための方策を検討する必要があるのではないかという観点でございます。

2ページの1 - 2ですが、具体の論点といたしましては、(1)施策の連携・総合化を図るとともに、農林水産業を中心とした地域資源を活用、あるいはそれ以外の新たな産業の展開等、今後重点化する分野を検討して、さらなる推進を図るかということ。(2)といたしましては、

多自然居住地域を都市からの距離等である程度類型化して、条件に応じて振興策を検討するという。あるいは(3) 多自然居住地域の持つ機能に着目しまして、これらを維持発揮するという観点から検討を進めていくという方向があると整理しております。

次に2番目、「国土資源管理に係る現時点での基本的な認識と主な論点」でございますが、(1)が国内資源の積極的利活用ということで、森林、土地(農地)、水資源、海洋・沿岸域等の状況ですけれども、我が国は木材自給率が20%、食料自給率が40%というふうに必ずしも有効な利活用が図られていない。あるいは、森林や農地の管理水準の低下に伴う国土保全機能の低下が懸念されていることから、国内資源を従来以上に積極的に利活用していくことも重要ではないかと考えられます。

(2)は国土資源の「国民的経営」ということで、3ページですが、その際、公的サイドを中心に主として規制により国土資源管理を行うだけではなく、民間企業、住民、NPO等の多様な主体が、市場メカニズム等を組み合わせて「国民的経営」というべき観点でやっていくことが重要になるのではないかとということ。

(3)は「複合的な施策展開へ」ということで、国土資源管理という分野を単独で考えるのではなく、環境政策や地域政策等と連携して図っていくことが重要になるのではないかとという観点でございます。

2-2に「国土資源管理に係る論点」ということで再整理しましたところ、(1)流域等を中心に環境保全等の視点をより重視し、資源管理と環境保全を合わせることで一層推進していくことが可能となるのではないかとという観点。

(2)は、森林資源管理について、多面的機能を維持・増進するためには、公的サイドの関与を含めた管理が必要と考えておりますけれども、具体的な方策について。

(3)は、市場メカニズムの活用という際に、どの分野において可能性が高いのか。

(4)につきましては、今後の国土資源管理は、多様な主体が役割分担しつつ実施していくことが考えられますが、実効性を上げるためには管理の組織面をどのように考えていけばよいのかということで整理をいたしております。

続いて、4-2、4-3で資料に従って説明していきます。

まず、資料4-2が「多自然居住地域の今後の展開方向に関する資料」でございます。

1ページ目は「多自然居住地域についての考え方」ということで、対象地域、空間単位、類

型を少し整理しております。

(1) 対象地域ですが、ランドデザインにおいては、豊かな自然に恵まれているとともに、都市的サービス等の充足度が低い農山漁村を中心とした地域を主として対象にしてきたところでございます。

ここで類型化するときには、(2) 空間単位として、一応市町村で類型化してみました。ただ、今後の地域のあり方を考える場合には、もちろん地区レベルでの動向も非常に重要だということとは認識しております。

(3) が類型ですけれども、多自然居住地域、すなわち低密度居住地域を再類型化するときには、市町村の人口規模、中小都市等、都市的サービスを提供する場所からの近接度、傾斜地等地勢条件等が挙げられるということで、2ページ目の表のように、こういった観点から見るとどういったものが有利・不利かということで、類型ごとに居住面、産業面について有利・不利性を考えてみました。横軸に「人口規模」、「核都市からの距離」、「傾斜地、山林等地勢の不利」というふうに不利性を書きまして、縦軸にどういうサービスかということです。それぞれ関係があるので一概には申し上げられませんが、都市からの距離の大小による影響がかなり大きいということは考えられると思います。

3ページ目以降にそれぞれの条件について若干の資料整理をしました。3ページ目が以前にお出ししました人口規模別の資料でございます。

4ページが「中心都市からの距離別の、市町村人口の増減」です。都市圏を構成する中心都市は、金本先生と徳岡先生の「都市圏設定基準」で中心都市と設定されている市町村からの距離ですけれども、「90分圏を超える地域では人口減少が顕著であり、120分を超えるとさらに人口減少が進んでいる」ということで、真ん中がそれぞれの区分の市町村全体の平均、右側が何パーセントぐらい人口減少市町村・増加市町村があるかということ整理してございます。

5ページです。先ほどの表は全国のまとめですけれども、一つ図面を出すとして、まとまりぐあいと120分以上のところも見やすいということで四国の例をあらわしております。中心都市が青色で、それから60分、90分、120分と、こういうふうに広がっているという状況がございます。

6ページ目は、同じく地勢条件の不利性を図面化したもので、農林水産省の農業地域類型の都市的地域、平地農業地域、中間地域、山間地域を、同じく四国について図表に落としたもの

でございます。

関連する資料として7ページ目が農業集落数の増減でございます。左側の表で、1990年、2000年と農業集落の減少が多くなっている。これを右側の表で地域別に見ますと、条件の不利性を反映いたしまして、減少率が折れ線グラフですけれども、中間地域、山間地域になるに従って高くなっている状況でございます。

8ページ、9ページには、多自然居住地域戦略推進指針の各省庁を中心とした施策の例を抜粋して整理しております。

10ページが多自然居住地域の役割の整理です。前回お出しした資料を若干詳しく書きかえたもので、役割別に、「機能」「主な課題」「取組」という形で整理いたしております。前回以降の新たな取り組みといたしましては、いろいろあるのですが、「都市農山村交流、農山村居住の場」のところの取り組みで、「水とみどりの『美の里』プラン 21」という政策が農水省の方から出ております。

11ページ以降はこれまでの資料の追加でございます。11ページが「UJターン者等、都市住民対象の住宅の整備」です。都市住民向け住宅整備は2割弱の市町村で取り組まれておまして、人口規模が小さい市町村ほど取り組みが多くなっている。また、地方圏の方が取り組みが多くなっているという状況が左側の二つのグラフでございます。右側は調査が違いまして、総務省の過疎地域を対象にした調査の結果ですけれども、「マルチハビテーション推進の阻害要因」が、受け入れる側の市町村でこのように認識されているという状況でございます。

12ページ目が、農業・漁業に関連した食品製造業の重要性ということで、農業・漁業生産額の上位県は、食品製造業も盛んな県が多い。食品製造業の規模自体で見ますと、主要大都市及び周辺県が上位を占めている。一方、食品製造業が全製造業に占める割合を見ても、一番下側の固まりですけれども、首都圏から離れるほど高くなっているということで、地域経済に占めるウエイトが大きくなっているという状況でございます。

13ページ目以降が若干関連する資料を整理したものです。13ページが多自然居住地域の戦略、14ページがこれをイメージ図にしたものでございます。

15ページが基本政策部会の報告の内容で、「二層の広域圏」ということで、が生活圏域の話、の地域ブロックは関連は薄いんですけれども、一番下のところに「生活圏域」での広域連携が困難な地域に対する対応として、「政策目的の明確化」ということが記述されているとこ

ろでございます。

16 ページは、地域の自立・安定小委員会という別の委員会で「ほどよいまち」というのが検討されておりまして、そこでの議論の状況はこのようなことになっているということでございます。

17 ページ目は、多自然居住地域はどこかということを模式化して、こういう形で検討を進めてきて、「ほどよいまち」の検討も進んでいるという状況を整理したものでございます。

以上が多自然居住地域の資料説明でございます。

次に、資料4 - 3で国土資源管理の御説明をいたします。

事務局 それでは、資料4 - 3で説明したいと思います。

これまで三全総のときから「流域圏」というものが提唱されておりましたけれども、なかなか理想どおりいかないということで、どういったところに問題があるかということについて、過去の全総等を調べてみました。

まず1ページですが、三全総のときには「定住構想」が打ち出されまして、その定住構想の一つとして「流域圏」が位置づけられております。そのほか、国土管理の方法として、水系の総合的管理とか、流域ごとの森林資源の保全と培養といったことがうたわれております。

そして、今回「21世紀の国土のグランドデザイン」を策定する前に「人と自然小委員会」で検討された内容ですけれども、流域圏を4つの機能に分けました。4つの機能といいますのは、生活圏としての流域圏、それから水資源・水質・治水対策のための流域圏、それから森林や農地の国土資源管理のための流域圏、そして自然環境地域・文化の保全のための流域圏ということで、この4つの機能ごとに検討を加えております。

検討結果として、まず生活圏と流域圏は必ずしも一致しないところもある、一致しているところもあるのですけれども、一致していないところもあるということで、生活圏と流域圏を切り離して考えるべきであるということと、4点目の自然環境については多自然居住地域や国土保全双方に関連するので、それぞれで検討していきましょうということで、「21世紀のグランドデザイン」の流域圏といたしましては、水共同域としての流域圏とか国土資源管理の単位としての流域圏というものが残りまして、それを流域圏と言っております。

2ページですが、流域圏の主な考え方として、三全総のときは先ほど言いましたとおり生活圏としての流域圏ということでございます。三全総のときの計画上の主な課題といたしまして

は、水系管理の総括的課題として、流域の土地利用の可能性と限界を踏まえた適正な開発と保全の誘導といったものを強く示しております。また、治水施設整備の推進、森林・水田・遊水地の保全による流域の安全性・安定性の確保といったものを重要な課題としております。

三全総のフォローアップ時にどういった問題点があるかということ調べてみますと、例えば上流域山村地域での森林の管理水準の低下とか、上・中流域の土地利用展開に伴う流域の保水・保砂機能の低下、それから国土保全施設整備の進捗を上回る早さで流域の開発が行われてきた、そういったことが挙げられております。

「21世紀のグランドデザイン」では、流域とそれに関連する水利用地域や氾濫原を流域圏ととらえまして、河川、森林、農地等の国土管理上の課題は総合的に展開していくといったことがうたわれております。特に施策の総合化に向けて重要な課題とされておりましたのが、流域を基本的な単位として取り組むということ、流域の諸問題に対して横断的な組織を検討すること、上下流連携による水源地域の国土管理の充実といったことが挙げられております。

現時点での流域圏の問題としては、次のようなことが考えられるのではないかと思います。例えば流域を単位とした総合的な土地利用計画やその調整のための仕組みができていないこと、それから行政・市民団体等で構成されている組織は、活動はされておりますけれども、その利害調整が課題となっております。また、上下流連携による水源地域の国土管理の仕組みが充実していない。また、NPO団体等の支援等の制度がない、そして、人と川や水の直接のかかわりが薄れて、流域意識とか上下流意識が希薄化しているのではないかとといったことが挙げられると思います。

五全総で言われておりました組織化と総合化といったことについて平成12年度に調査しておりますので、その調査内容の概要を御紹介したいと思います。

平成12年度の調査は、まず国外・国内の先進事例を調査いたしまして、それを行政主導型と民間主導型、さらにそれを8つのパターンに分けて類型化しております。

4ページですが、その類型化した主な特徴といたしまして、例えば国外の行政主導型ですと、(A)というパターンでは、独立的で、権限や財源を有する調整機能を有して流域内の利害関係の調整を行っていることが特徴的でありますし、(B)のパターンでは、複数の行政機関が調整・連携して取り組みを推進しているほか、利害関係者との調整を図っているという点が特徴的であります。

また、4ページの一番下の(D)民間主導型の課題といたしましては、各NPO間の調整・連携の強さが取り組み状況を左右するといったことが挙げられます。

5ページは国内の事例の紹介ですが、行政主導型ですと、行政間の調整が課題となっていたり、市民とか企業との関係が希薄であるということが挙げられております。

民間主導型ですと、活動を展開するに当たりまして、流域のNPOのコーディネーターの素養といたしますが、人材に左右される傾向があるといったことが挙げられます。また、活動資金が不足しているといったことも挙げられておりました。

そういったことを6ページで簡単にまとめてみますと、流域圏の課題と取り組み体制の違いを左右する要因といたしまして、まず、課題が調整型の課題なのか地域活性化の課題なのかによって、行政主導型、民間主導型かが変わる。

それから、利害関係の強弱によりまして調整する機能や仕組みを検討しなければいけない。利害関係が弱い場合には問題解決を重視した取り組み体制でもよい。

それから、資金とか人材面の確保が必要でありますし、またNPOの活発さによりまして民間主導ができるとか、また、NPO活動が活発でない場合には行政が主導せざるを得ないといったことが挙げられております。

このように、流域の取り組む課題や状況によって体制がいろいろ異なるということが結論として導き出されております。

それから、「流域圏における国土管理上の課題と施策の総合化」ということで、治水対策、利水対策、土砂管理、水質、森林、生態系といった観点から、それぞれの課題間の関係性を整理したものでございます。

例えば治水対策ですと、8ページですが、都市化の進展によりまして洪水被害が増大するといったことがありますし、12ページの森林・農地の管理が低下しますと、生態系の変化、災害の発生といったものに影響を与える。逆に生態系保全といたしますのは、流域の諸活動の影響をすべて受ける、そういった結果があらわれております。

15ページがその関係をあらわしたイメージ図ですけれども、このようにそれぞれの課題が相互に関係し合っておりまして、流域対策は総合的に取り組む必要が重要である。特に流域の開発を流域圏レベルの課題と位置づけまして、流域での調整を行うことが重要であるといった結論を得ております。

事務局 では、続きまして、同じ資料の 16 ページ目から森林管理の資料について御説明いたします。

17 ページは、森林管理に関して、森林の機能、多面的機能について整理した表でございます。

18 ページは流域を基本単位とした森林管理で、森林の流域管理システムが平成 3 年から推進されておりまして、その推進体制と右側が取り組み事例ですが、上下流連携による森林整備基金の設立とか、森林整備活動等の成果が上がっているという事例でございます。

19 ページが森林のゾーニングでございまして、森林・林業基本計画において記述されております「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の実際のゾーニングの例をここに地図で示しております。

20 ページが地球温暖化防止対策に係る森林管理の事項で、左側が必要整備量、右側がそのための対策を整理いたしております。

21 ページが適切な森林の管理を確保する仕組みで、一定の基準等を満たす森林経営の認証制度、それによるラベリングを行うということで、消費者の選択的な購買活動を通じて、その進展を期待しているという事業制度でございます。

22 ページが平成 14 年度から導入されました森林の有する多面的機能の発揮を図る観点からの森林整備地域活動支援交付金制度で、森林の管理を行った活動に対して、1 ヘクタール当たり 1 万円を交付する制度が導入されているという状況の整理でございます。

23 ページが森林を管理する担い手の状況でございまして、左上の表に新規就業者の数が載っております。近年若干上がってきたのが下がっているのですが、注) に書いてありますとおり、2002 年度は、緑の雇用担い手育成対策事業の緑の研修生 (2400 人) はカウントされておりませんので、別途、これだけいるということでございます。

24 ページが最近の中国に対する輸出の状況でございまして、左上が中国の輸入量の増加です。ロシア産材は日本向け輸出を中国向け輸出が上回ってきたという状況の中で、宮崎県による中国へのスギ材輸出の取り組みが行われ始めたという状況でございます。

25 ページは、木材の利用の推進という観点から、小・中学校や幼稚園など、地域のシンボルとなる公共施設などに地域材を使用する取り組みが進められておりますので、その事例と、公立学校の木造学校施設整備の推移の表を示しております。

26 ページ目以降はランドデザインにおける森林管理の展開方向を整理したものでござい

す。

資料説明は以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。大変盛りだくさんな内容でございますが、二つの議論を区別しないで、流域の話についても多自然の話についても御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

委員 二つ申し上げたいと思います。

一つは、多自然居住地域のキーワードとして「対流」というキーワードは欠かせないのだろうと思います。共生対流の国民運動はあるわけですが、共生対流自体が非常に多義的に使われているにもかかわらず、この「対流」については具体的な動きに基づいて出されてきたキーワードだろうと思います。一言で言えば、ライフサイクル、あるいはライフステージに応じた住みかえといいたいでしょうか、そういう形で人々のライフスタイルが変わっていくのではないか、あるいはそういう動きが現実にあるのではないかということだろうと思います。

非常に具体的に言ってしまうと、若いときには都市にいて、そして、ある程度の年になると農山村部にいて、そして、さらに年をとると中山間・多自然居住地域にいて、さらにもう一度都市に帰る、あるいは逆のパターンもあるかもしれません。いずれにしても、一生の中で人々がさまざまな地域に移り住むという実態があるとするならば、多自然居住地域としてもそれを受けとめるような、あるいはそのバリアを低くするような、そんな対応が必要だろうと思います。

そういうふうにと考えると、言葉はなじんでいない、あるいは的確ではないかもしれませんが、「対流定住」といいたいでしょうか、従来の定住に対する対流定住、あるいはこれを「準定住」と言っている都道府県もございますが、そんな方向性が考えられるのではないかと思います。

2番目は、国土資源の問題とも絡んで、集落の問題でございます。特に限界化が進む多自然居住地域の集落をどのようにとらえるのかというのがポイントの一つだろうと思いますが、実はその前提として、集落をめぐる情報が意外と集まっていないのではないかと思います。と申しますのは、特に市町村の担当者が集落レベルまで出向くことが多くはないという現実もあります。そういうこともあって、さまざまな集落をめぐる情報が共有化されていない、あるいはそれを集めるところがないということもあろうかと思います。その点で、国民的な集落総点検運動といいたいでしょうか、集落をめぐる情報を、国、地方自治体、そして住民が共有化するよう

な仕組みをつくるのがまず第一歩だろうと思います。その上で、例えば集落移転という選択肢をとるのか、あるいは集落移転ではなく、美山町であるような機能的な統合あるいは機能的な補完という道をとるのか、それぞれは地域によって考えられるべきものだろうと思います。いずれにしても、集落をめぐる情報が少ないというのはかなり決定的な問題だろうと思います。以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。

従来は「対流」という言葉を使わないで「交流」という言葉を使っていて、何となく主体がある定住環境が決まっていて、それが交流するというので、交流人口ということで国土計画でも若干逃げていたところがあると思うんです。それを一步前に踏み出したのが多分「対流」という言葉だろうと思うので、今の 先生の話はその先にある新たな定住の可能性という方向性を打ち出せないかということだろうと思います。私も大変重要だと思いますので、特にこのことについては御留意いただきたいと思います。

ほかに。

委員 多自然居住地域のところで、また以前の議論に戻ってしまうかもしれませんが、多自然居住が行われる地域という意味で多分「多自然居住地域」という名前がついていると思いますので、そういう意味で、多自然居住ということの意味を、例えばここでは類型別というようなことが書かれていますけれども、恐らく中小都市から中山間地域までということになると、その中の多自然居住のパターンといえますか、あるべき姿も幾つか種類がありそうだと。

例えば、多自然居住というと低密居住が多分中心なのでしょうけれども、その中でも圏域の中心としての、もう少し密度を上げていくようなタイプの多自然居住なのではないか。それから、郊外地域が一番問題のありそうな多自然居住地域だと思いますけれども、こういうところでの居住のあり方というか、居住の秩序に対して何かのイメージを出した方がいいのではないかと。それから、中山間地域を含むもっと低密度のところ、そういうところでの多自然居住ということは、恐らく公共サービスとの関係等を考えると、地域責任、場合によっては自己責任でやっていただかないといけない場合も出てくると思いますので、こういう地域での居住の秩序について、もう少し具体的な、この類型に応じた地域割りがあるのかどうかちょっとわかりませんが、何種類かそういうものがありそうな気がしていますので、あまり一言でくくらないで、そういうものはきちんと書き分けておいた方がいいのではないかと。当然、それに応じて振

興方策も変わってくると思いますので、書き分けておいた方がいいのではないかと、そういう印象を持っております。

以上です。

委員長 どうもありがとうございました。

委員 全然視点が違うのですが、三全総から五全総までの流域定住圏は大変興味深いお話だったと思います。その際、「国土経営」という言葉が大分出ていましたね。これは「マネジメント」という片仮名を使わないで、なるべく日本語でということなのでしょう。「国土経営」という意味がなかなかとらえにくいのですが、実は、市場メカニズムをかなり働かせながら国土の管理をしていこうという大きな流れを一つ感じたわけです。

私も地方整備局の幾つかの流域委員会に出て感じているのですが、行政とNPOという区分をしますね。NPOというのはNon Profit Organization ですから非営利団体なのですが、その間に介在するオーガナイザーがすごく大きな意味を持っている。アメリカあたりのダム撤去は、ほとんどが行政と住民の間をつなぐ方々、いわゆるシンクタンクとかコンサルタントのような方々がうまく調整して、初めてダム撤去は全部なっているんです。うちの研究室でも大分調査に行ったのですが、行政と住民団体との間のWin・Win ゲームになったところがダムがうまく撤去されている。そういう種の団体、そういうものを資源管理の市場メカニズムの中で活かしていく新しいビジネスチャンスみたいなものをある程度導入して初めて「国土経営」というものが出てくるので、ここにある行政とNPOという対置図が、いつの間にかNGOがNPOになって、全部法人の名前だから、かなり厳格に定義されたものとの対置図になってしまっているのですが、その間に挟まれるもう少しグレーゾーンみたいなものがある意味で市場メカニズムを働かせながら国土管理をしていくための大変大事な仕組みではないかと思うのです。

ですから、できればそういう種のことを考えられるようなことを少しキーワードに入れておいた方が、これからの資源管理は、特に市場メカニズムを活かしていこうと思うと大事になるのではないかと気がした次第です。

委員長 どうもありがとうございました。

私は今の話ともう一つの多自然居住での新産業論が割と関連があると思うのですが、一発正解というのは多分ないので、いろいろなものをあせてトータルな地域経営という観点を

出していかねばいけない。そういう意味では農業も林業もということですが、さらに加えて何があるかということになってくると思うのです。そういうふうな観点で、今のようなグレーゾーンといえますか、若干の経営的センスを備えた地域のオーガナイザーが地域づくりの主体となっていくという話は、非常に合理的な話ではないかと思うのですが。

委員 「流域」という言葉とか「流域圏」という言葉は、恐らくそういう単位で物事を考えないと解決しない、しかも、かなり深刻な水にかかわる問題があって出てきたと思うのですけれども、調査の結果を見ますと、なかなか出口が見えない。調査自体がそうなっているのか現実がそうなのかはわかりませんが、先ほどの御説明だと、そんなふうに感じてしまったんです。

恐らくかなり強力なコーディネーターといえますか、調整役がないと、誰がどこで水を使うかということには、従来からの権利関係みたいなものがある、それが実態とずれたようなものになっていたり、それから、新たな課題が出てきて、環境のための水ということも必要になっているのだけれども、それは権利どころか、どこからそういうのが出てくるか。工夫はなされていると思うのですが。

委員長 環境のための水というのは、例えば生態系を維持するために……。

委員 そうですね。生態系のためということでもいいと思うのですけれども、いろいろな場で水があれば維持できるものというのがあると思います。ただ、もしかしたら生態系だけではなくて、もう少し広いかもしれませんね。アメニティとか、そういうことも含めてかもしれません。

どこかが強力な調整役を……。NPOやNGOの役割ということもあるかもしれませんが、そういうことに関する伝統も、アメリカ合衆国、北アメリカなどとはやや違うところもあると思いますし、それらの役割に期待できる面も多いと思うのですが、スケールの大きさが、一つの湖とその若干の周りとか、河川でもある部分ということだったら、NPO等の活動である程度できるかもしれませんが、もっと大きなスケールで、利害関係者が非常に多くて、しかも強い利害関係者がたくさんあるところでの調整……。難しい問題だと思うのですが、問題があるというところで終わらずに、どういうふうすると解決できるのかということ、どこかで検討していただけたらという気がします。

委員長 どうもありがとうございます。

先生に今の点でお願いします。これは監督官庁ではないけれども、研究室自体がそのたぐいのことについて非常に責任のある研究室だというふうに私は理解していますので。

委員 先生がおっしゃったことに反対のことを申し上げるかもしれませんが、この委員会ができたときに、私は、三全総以来、「流域圏」がこの国土計画の中でどうなっているのかということを何度か申し上げたのですが、経緯を考えると、つい最近まで、実は「流域圏」は入れなかったのではないかと思います。ところが、最近流域圏が必要になってきた。

なぜかといいますと、昔は、特に利水の観点から、地域ごとに水争いがあって、それから治水の観点から河川を上流から下流まで見て治水対策をしなくてははいけない。上流から先に治水対策をすると下流が悪くなりますから、下流から順に追ってやらなければいけないというような国土管理の観点から、本来地域ごとにあった河川管理というガバナンスを中央集権的に国がやるようになったというふうに思います。

そこで、地域ごとにあった河川を管理するという、私は多分ガバナンスという言葉がいいのではないかと思います。それが失われたように思います。そういう中で、高度成長期のときに三全総で「流域圏」というのが出たんですが、その時代に本当に流域圏という発想が必要だったかという、治水にしても利水にしても国がやっていたわけで、河川管理者としては多分そういう思想は必要だったかもしれませんが、国民にとっては多分必要ではなかったのではないかという気がしております。

ところが、97年に河川法が改正されまして、治水・利水に加えて環境が目的になりました。そうすると、これは自分の近くの河川がどういう環境であるか、先ほど先生がおっしゃったように、水の有無とか、どの程度の水の量が必要で、そこにどういう生物がすんでいるか、水質がどうだということに、地域の住民が直接関心が持てるようになったわけです。そうすると、上流で汚い物が流されたり、あるいは上流で水が全部取られたら自分のところの環境が阻害されるわけで、これが法律の中で河川の目的になったときに、私は、「流域圏」というものが以前に増して、河川管理者だけでなく住民も含めた形で重要になってきているのではないかというふうに思います。

そういう意味では、必ずしも中央集権的に強い権力ではなくて、地域にあったガバナンスが中央集権的にまとめられたものから、また、そういう中央集権的に行われるべき基本的な整備の一方で、特に環境に重点を置いた地域のガバナンスの復活というものが今求められているの

ではないかと思えます。そういう意味において、私は、今、この「流域圏」が意味を持ってきたように思えます。ということが、先生がおっしゃったことに対するコメントです。

委員 表現が稚拙だったので誤解を呼んでしまったかもしれませんが、地域集権的なものを求めているというのではなくて、流域全体を視野に入れて、科学的なマネジメントができるシステムが必要で、それは先生がおっしゃったような要素も取り入れながらだと思えるのですけれども、マネジメントなしには……。それぞれが自発的に何か大事だと思うようなことを、ただそれぞれがやって、時にぶつかってということでは流域は管理できないので、調整といったことは中央集権的ということではなくて、新たな強力なシステムという意味です。

委員長 わかりました。大体話が合致したようです。

今のような趣旨を「国土経営」という中の解としての一種の流域経営という考え方の中に入れていけば、多分非常にわかりやすい話になると思えます。どうもありがとうございました。

委員 先生がおっしゃるとおりだと思いますので、今の件は別として、あと河川の流域圏のことで三つほど申し上げたい。

非常によくまとめていただいたので、私も頭が整理できて、大変ありがたいと思えます。つけ加えていただきたい3点は、こういう言葉があるのかどうか、わかりませんが、「里地里山」という言葉はあるんですが、「里川」というのがないですね。

委員長 最近はいんです。「里海」というのもあるんですよ。

委員 要は、人々が手入れをしないとちゃんと生き延びない、あるいは手入れをすることによって豊かな自然と親しめる空間ができるという意味合いでの里川というものが、もっとあってもいいのかなという気がします。

2点目は、先ほど河川法のことを申しましたが、林業の方でも農業の方でも、海岸でも「多面的機能」というものが法律の中に制定されているわけで、私は法的な整備が整ってきたと思えます。こういう法律に依拠して流域圏をどうまとめていくかというのは国土計画の大事なところだと思いますので、そういう機能をぜひ発揮していただきたいと思えます。

3点目は、流域というのは水が循環する場ですが、これまで物質はどちらかというとフローであって、循環はしていませんでした。もちろん土砂も上から下へ流れるだけであって、それをまた上へ持っていくということはないわけですが、人とのかわり、要するにそこに人が住んでいるということの中で、物質が上流から下流に単にフローするだけではなくて、その中

で循環的にどう利用するか、あるいは管理するかということをぜひ考えていただきたいと思えます。

以上です。

委員長 どうもありがとうございました。

委員 国土資源管理の中での森林に関することですけれども、(2)で「公的サイドの関与を含めた管理が必要」とありますが、この場合の「公的サイドの関与」に関しては、その前のところに書いてある地域ごとに適正な管理を行うという方向で、利害関係者が参加しながらということを含めた公的管理という視点が重要ではないかということ。

それから、森林の場合は、農地・農業と違って上に全部経営が乗っているというわけではない。しかも、森林所有者の跡継ぎが教育を受ければ受けるほど都市的な市場に流れるという中で、先ほど御紹介いただいたように新規就業者が2000人レベルで入ってきているのは、ある意味で労働者的な形で入ってきているわけですね。多自然居住地域の中での新たな産業とか雇用機会ということを考えたとき、そういう人たちは地域経営なり国土資源の国民的経営という観点から考えても重要なのですが、そこが労働者といえますか、法律も「林業労働力の確保に関する法律」という中で厚生省と林野庁の共管の法律になっています。ですから、そういったところにもうちょっと国土管理の担い手的なものにキャリアアップできるような形の枠組みと先ほどの議論のような国土管理全体の中での森林の位置づけみたいなものをドッキングさせていくような視点がかなり重要で、そういう人たちが地域に根差した行政とNPOの間をつなぐような機能を果たしていく、そういう枠組みが必要ではないかと考えています。

委員長 どうもありがとうございました。

ほかにございますか。

(3) 第2回企画運営委員会での議論について

委員長 それでは、議題の(3)第2回企画運営委員会での議論についてですが、これは、前回多少御議論いただいて、皆さんに議事要旨を見ておいていただきたいということをお願いしたと思いますが、そのことについての議論です。これは事務局の方から何かきっかけを話していただけますか。

事務局 前回お配りした資料はファイルの方にとじてございますが、4回目の後ろの方にあります。一番後ろが 先生からの追加資料ですけれども、さらにその前に参考資料2という形で配付させていただいています。

このときの議論としては、「国土の総合的管理」についてと「国土の均衡ある発展」、その概念の整理、そして3つの委員会で共通的に話題になっています「コンパクト化」、この3つでございました。特に、前回は土地利用のことを御議論いただきましたので、このうちの「コンパクト化」のところはかなり関係するのではないかとということで御説明をさせていただいたわけでございますけれども、そのほかにも基本にかかわるような御意見をいろいろいただいております。

前回はそこまででございます。

委員長 多自然居住地域との関係でいうと、「コンパクト化」よりも、むしろ「国土の均衡ある発展」というコンセプトをこのまま引き継いでいくのかいかないのかということが非常に大きな話題になると思いますし、トータルに言えば、今日の議論でいうと「国土の総合的管理」という中で国土経営論的な議論がどういうふうに我々として打ち出していけるのかという話になると思うのですけれども、そこあたりについて、いかがでしょうか。

「均衡ある発展」ということについては、ここにいる書かれていますけれども、「均衡ある発展」ということはすべて平等に発展することを意味しないということを前提に、これは国土計画の中では割と長年親しんできた言葉で、数少ない一貫した主義主張でもあることから、私なんかは個人的にこれはあまり旗を下げるべきではないかという思いをしているのですけれども、この辺は当小委員会の皆さんの御意見も踏まえた上で私としては発言したいと思っています。まずその辺からいかがでしょうか。

委員 この間、委員長がメモ出しをしると言われたように記憶していたのですが、その余裕がありませんでした。今の「均衡ある発展」と「国土の総合的管理」、「コンパクト化」については、不遜ですが、よく議論された内容だと思います。特に委員長から「均衡ある発展」のところ御指摘がありましたが、私はそれぞれ一つずつ不足を感じる場所があります。

まず「均衡ある発展」のところですが、委員長から、長年親しんで、それをもとにずっとやってきたというお話がありました。この議論の中で欠けていると思いますのは、「均衡」という言葉と「発展」という言葉が特にとらえられておりますが、この「均衡」という言葉と「発

展」という言葉を国土計画の中心に据えてやってきて何が具体的に問題だったのかということが必ずしも見えないのです。恐らく委員長がおっしゃったように平等という意味合いで使われていた面があって、それが弊害を生んできたように思います。その事例が何であったのかという検証をきちっとすべきだと思います。そうしないと、これをこのまま使っていけないということにはならないのではないか。変える必要があるかもしれない。こういう使われ方がされないようにするにはどういう言葉である必要があるかということ、私はきちんと検証する必要があると思います。ここに御参加の先生方の頭の中ではすべて入っているのかもしれませんが、それが外に見える形になっていた方がいいと思います。

それから、最初の「国土の総合管理」の意義について、これも地区計画から国土計画までの階層ごとに考えると、包括的に議論されておりますが、ここで私が不足かなと思いますのは、時代の変革期といえますか、日本の場合は戦後から高度成長期へと来て、もう一つのコンパクト化の中でも議論になりますが、現在、人口が増加から減っていくという折れ曲がり点にいる。それは必ずしも日本の一時的な特徴ではなくて、国際的にも長期的なトレンドであろう。その時代の変革期にあるときに、地区計画から国土全体の計画まで、どうコンシステントに長期的な見通しを持って導くかという部分がもう少し明示的になっていることが、国土計画の意義として重要なところであろうと思います。

三つ目のコンパクト化についての議論ですが、これ全体を読ませていただくと、議論の中で何となくネガティブな部分が一部あるように感じているんです。人口が減少することもどちらかというとならネガティブにとらえられているような部分が多少あるような気がするんです。ネガティブな面というのは恐らく拡大した都市をマネージするために費用がどれだけかかるかというコストの部分だと思いますが、そのコストの部分と、もう一つ、コンパクト化と云えばいいのか、メリハリの効いた空間設計という言葉がいいのか、言葉はわかりませんが、それによって新たな活力を生むのだというような視点がもう少しこの中に加えられる必要はないかと思います。

その部分が感じたところでございます。

委員長 どうもありがとうございました。

委員 「国土の均衡ある発展」について、考えるところを述べさせていただきたいのですが、それこそ「個性ある発展」とあまり変わらないのではないかと。もともとそういうことを意味し

ているのだと言われれば、そうですねとしか言いようがないのですが、なかなかそういうふう
に受けとられにくいニュアンスみたいなものが「国土の均衡ある発展」という言葉にはあって、
それぞれに問題といたしますか、感じるところがあります。

一つは、「国土の」というのは、国全体のという全体志向のワーディングだと思っております。も
う一つ、「国土の」というのは空間志向のワーディングで、もともと国土計画がそういうことだ
から、それでいいということなんだけれども、実は議論していることは、この部会もそうで
けれども、単に空間だけの話ではなくて活力や地域の産業みたいな話である。それから、実は
国土の話をしつつ、ほとんどの議論の内容は地域をどうしていくかということなのではないか
と思いますので、「国土の均衡ある発展」を「地域の均衡ある発展」に変えるだけで我々の議論
していることのニュアンスに近いのではないかと考えています。

もう一つは「発展」というところですが、これは議事録にもありますように確かに「持続可
能な発展」というワーディングにかなり近いと思うのですが、長い国土計画の議論の中
で、「発展」というのはその大部分が経済的な成長を意味する言葉として使われてきていたの
ではないかと思うんです。国民の皆さんも、それが「発展」という言葉から思い浮かべる中心
的な内容ではないかと思えます。そうだとすると、「発展」というのは必ずしも経済的な発展だけ
ではなくて、むしろ今議論しているような生活の質のレベルをどう高めていくかというよう
なことなので、「発展」の中身が相当変質しつつあるということ自体をかなり強調しなければなら
ない時期に来ているのではないかというふうに思うのが、「国土の均衡ある発展」についての私
の考え方です。

それから、「コンパクト」です。これも非常にいろいろなイメージがありまして、ここは議論
のあるところだと思いますけれども、「コンパクト」について私なりに理解するところは、物事
を動かしていく単位を小さくしていくという前提の上で、その単位間を何らかのネットワー
クでつなげていく。そういうことが多分日本的な「コンパクト」で、ヨーロッパの空間的なコン
パクトと日本型のコンパクトはちょっと違うのではないかというふうに考えたりしています。

その意味で、国土計画の単位をどう考えるかというのは「コンパクト」と非常に大きな関係
があって、60分から90分の圏域というのが前の報告書のときに出されているので、それがコ
ンパクトの単位として適切なのか、あるいはその中にもう少し分節化された単位みたいなもの
を予定しておくのかといったあたりは、まだ少し議論の余地があるのではないかと感じたりす

るところです。

もう一つはそこに関連して「コンパクト」の単位をどうつないでいくかという話で、これは交通のような物理的な話もあるでしょうし、もう一つ、機能をどうネットワークさせていくかという意味では組織や仕組みといった話も関連してくるのではないかと私は何となくそういう理解をしています。

委員長 どうもありがとうございました。

委員 「均衡」というのは暗黙のうちに社会経済的均衡ということになっているような気がするんです。

委員長 格差是正。

委員 格差是正。そういう意味で、循環型社会ということをおある程度うたうと、物質循環の均衡ということが「均衡」の中で大事になってくるのではないかと私は思うんです。その中に資源的均衡と環境的均衡があると思うんです。例えば資源的には土地資源や水資源というような個々別々の計画があるのですけれども、環境的均衡といったら、物質循環で浄化ないしはそれを消化してしまう部分ということになるろうかと思いますが、循環型社会を前に出す以上、そのあたりの均衡性というのは「均衡」の中で何か論じておかなければならないような気がするんです。それは余りにも個別的な計画、先ほど言いました水資源とか土地利用 - 土地は全体的なものだと思うのですが、全体的に物質循環のバランスというものも「均衡」の大きな条件になるような気がします。

委員長 ありがとうございました。

委員 私は相変わらず多自然居住地域あるいは中山間地域の方からこの問題を考えてみたいと思っております。

この地域の問題は、しばしば申し上げているのですが、60年代から70年代の人の空洞化、80年代からの土地の空洞化、そして90年代からの村の空洞化、「三つの空洞化」というふうに表現させていただいております。ただし、この三つの空洞化の背後には、先ほど委員長が御紹介いただいたとおり、地域にとってそこに住む意義が見出し得ないという「誇りの空洞化」が常に貫いていたのだらうと思います。これに対してどういうふうに対応できるのかというのが全総なり国土計画の非常に大きなポイントだらうと思っています。

その際、最近の地域づくり運動を見ると、この誇りをいかに再建するのか、あるいは取り戻

すのか。それをスローガンに掲げている例えば鳥取県の智頭町のように、そういう地域を大変多く見出すことができます。

この問題の背景には、そうした誇りの空洞化を生み出すような、言ってみれば物差しの単一化といいたいでしょうか、地域の発展を単一の物差しで測ってしまって、それを地域もまた受け入れつつある、そういうことがあるのだとするならば、多様な物差しをお互い掲げて、その多様な物差しに応じて均衡ある発展、こういうふうに理解すれば両者が一致するのではないかと思っています。

ただ、その上で私が一つ気になる点、あるいはここで議論されていない点の一つだけあります。現在の市町村合併が果たして誇りの空洞化を促進することに動いていないかどうか。さらに言えば、コンパクト化ということと市町村合併が果たして両立するのかどうか。ぜひその問題を、この場でも時間があるときに議論していただきたいと思います。

委員長 この間美山町に行ったときにその辺の議論がありまして、今の市町村合併を推進している人たちの意図は、必ずしもただ大きければいいというものではないのだ、むしろ地域主体的に自分たちがサイズを決めていくようなプロセスだという話を聞いたので、非常に安心したと美山町の元助役が言っていました。

だから、西尾勝さんあたりに話を少し聞いてみる必要がありますね。我々が理解している市町村合併は、本当はちょっと違うんだと。我々の理解は、何となく数合わせをすればいいのだということを強要されていて、そのために人參をぶらさげられているという理解をしているのだけれども、その種の議論をしている人たちからすると、その理解は表層的な理解だという話もあるので……。これは今後の国土計画にもかかわりますので、市町村合併については、この小委員会ではないかもしれませんが、その理念を、ちょっと勉強していただいて、ぜひ御紹介いただければと思います。

委員 今の 先生のおっしゃったのは大変いい言葉で、「多様な物差しを使った」というところまではいいのですが、「多様な物差しを使った均衡ある発展」というのは、「均衡」は何で測るかということになってしまうのではないかと思うのです。多様な物差しの存在を認めた方がいいわけですね。そうすると均衡にはならないのではないかという気がするんです。先生の意図はわかるんですが、それが本当に伝わるかなという懸念が多少あります。

委員長 これは運営委員会の方で再度議論していくような課題でありますので、また折に触

れて、向こうに問うてみた結果をまた皆さんにも御披露してというようなことで、幾つかのキャッチボールのプロセスで今後も議論を続けていきたいと思いますので、今日のところはこのぐらいで終わりにさせていただきたいと思います。

それでは、大体時間になりましたので、今日はこれぐらいで終わりにさせていただきたいと思います。

本日の資料につきましては、すべて公表したいと思います。議事録につきましては、出席委員の方々に御確認いただいた後、公表したいと思います。

今後の予定等

委員長 それでは、最後に、事務局から今後の予定等、連絡事項をお願いいたします。

事務局 貴重な御意見をどうもありがとうございました。さらに御意見がある場合、いつものように事務局までファクスなりメールでいただければ幸いです。

それから、次回、第6回委員会は、11月10日(月曜日)の午後6時から、場所は本日と同じ建物の11階、特別会議室でございます。

テーマは二つ考えておりまして、一つは「これからの政策の基本的方向(その4)」として、全国規模の「水と緑のネットワーク」の理念・目的のあたりを御議論いただければと思います。二つ目に、「総点検中間報告(骨子案)」をお諮りしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 それでは、どうもありがとうございました。これで終わりにしたいと思います。

閉 会